

■フィーダー系統補助金の活用について

1 補助金の概要

- ・正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」
- ・幹線系統を補完する、赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対する補助
- ・補助率は補助対象経費の1/2
- ・補助対象事業者は活性化法法定協議会

【補助要件】

- ①地域公共交通計画への記載
- ②一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による運行
- ③交通不便地域を通り、地域間幹線バス系統へ接続するものであること
- ④新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること
- ⑤補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行されるものであること
- ⑥1回当たりの乗車人員が2人以上であること
- ⑦計画運行回数に対する実績の運行回数の運行割合が30%以上ある系統

2 今後必要となる手続き

- ・活性化協議会の口座開設
- ・活性化協議会監事の設置
- ・市から活性化協議会に対する補助金交付要綱の設置
- ・石巻市総合交通計画にフィーダー系統補助の対象となる系統を追記
- ・フィーダー系統補助交付申請に係る認定計画の作成
- ・フィーダー補助金交付申請

3 参考

フィーダー系統の交付が狙える系統

- ・（仮称）北上線
- ・（仮称）雄勝線

